

○国立大学法人秋田大学医員及び医員(研修医)就業規則

(平成18年4月1日規則第187号)

改正

	平成25年3月29日規則第187号	平成25年11月25日規則第187号
平成26年12月19日一部改正	平成27年9月16日一部改正	平成27年9月16日一部改正
平成28年3月9日一部改正	平成28年12月26日一部改正	平成29年3月8日一部改正
平成29年3月17日一部改正	平成30年3月19日一部改正	平成30年6月28日一部改正
平成31年3月15日一部改正	令和2年1月27日一部改正	令和2年3月23日一部改正
令和2年6月22日一部改正	令和2年6月22日一部改正	令和2年11月30日一部改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人秋田大学非常勤職員就業規則(平成16年規則第68号。以下「非常勤職員就業規則」という。)第2条第2項の規定により、国立大学法人秋田大学(以下「大学」という。)に勤務する医員及び医員(研修医)(以下「非常勤医師」という。)の就業に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「非常勤医師」とは、勤務日及び勤務時間が常時勤務を要する職員(以下「常勤職員」という。)と同様に勤務する者(以下「フルタイム非常勤医師」という。)又は1週間あたりの勤務時間が31時間を超えない時間数で勤務する者(以下「パートタイム非常勤医師」という。)をいい、その区分は次の各号に定めるところによる。

(1) 医員 病院において診療、診療を通じての臨床教育の補助的職務及び診療に関して研究に従事する医師及び歯科医師をいう。ただし、第2号に該当する者を除く。

(2) 医員(研修医) 医師法・歯科医師法に基づく卒後臨床研修を行う医師又は歯科医師をいう。

(権限の委任)

第3条 学長は、この規則に規定する権限の一部を他の職員に委任することができる。

(就業規則の遵守)

第4条 大学及び非常勤医師は、この規則を遵守し、誠実に各々その義務を履行しなければならない。

第2章 採用・離職等

(採用)

第5条 非常勤医師の採用は、選考による。

(採用時の必要書類)

第6条 非常勤医師に採用される者は、採用の際、大学が定める必要書類を提出しなければならない。ただし、大学が提出を要しないと認める場合には、必要書類の一部について提出を省略することができる。

2 採用時の必要書類について必要な事項は、別に定める「国立大学法人秋田大学職員の採用時必要書類に関する要項」による。

(労働条件の明示)

第7条 非常勤医師の採用に際しては、採用しようとする者に対し、あらかじめ、

次の事項を記載した文書を交付するものとする。

- (1) 労働契約の期間に関する事項
- (2) 就業の場所及び従事すべき職務に関する事項
- (3) 始業及び終業の時刻、所定勤務時間を超える労働の有無、休憩時間、休日並びに休暇に関する事項
- (4) 給与に関する事項
- (5) 退職に関する事項
(定年)

第8条 非常勤医師の定年は満65歳とし、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職するものとする。

(退職)

第9条 非常勤医師は次に掲げるときは、退職する。

- (1) 定年に達したとき。
- (2) 退職を願い出て学長から承認されたとき。
- (3) 死亡したとき。

(自己都合による辞職)

第10条 非常勤医師は、自己の都合で退職しようとする場合は、退職を希望する日の30日前までに、退職願を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由により30日前までに退職願を提出できない場合は、14日前までにこれを提出しなければならない。

2 非常勤医師は、退職願を提出しても、退職するまでは職務に従事しなければならない。

(解雇)

第11条 非常勤医師が、次に掲げる場合においては、これを解雇することができる。

- (1) 勤務実績が著しく不良で、改善の見込みがなく、非常勤医師としての職責を果たし得ない場合
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に著しい支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 勤務成績又は業務能率が著しく不良で、向上の見込みがなく、他の職務にも転換できない等就業に適さない場合
- (4) 事業の運営上又は天災事変その他これに準ずるやむを得ない事由により、事業の縮小又は部門の閉鎖等を行う必要が生じ、かつ、他の職務への転換が困難な場合

(解雇の制限)

第12条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する期間は解雇しない。

- (1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後30日間
- (2) 産前産後の女性の非常勤医師が、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)第65条の規定により休業する期間及びその後30日間

(解雇予告)

第13条 非常勤医師を解雇するときは、30日前までに予告するか、又は平均賃金の

30日分以上の解雇予告手当を支払わなければならない。

(退職証明書)

第14条 学長は、退職し又は解雇された非常勤医師が、退職証明書の交付を希望した場合は、遅滞なくこれを交付する。

2 前項の証明書に記載する事項は次のとおりとする。ただし、証明書には、退職又は解雇された非常勤医師の請求しない事項を記入してはならない。

- (1) 雇用期間
- (2) 職務の種類
- (3) 当該事業における地位
- (4) 給与
- (5) 退職の事由又は解雇の事由

第3章 給与等

(給与の種類、計算期間及び支給日)

第15条 非常勤医師の給与の種類、計算期間及び支給日は、次の表に掲げるとおりとする。

給与の種類	計算期間	支給日
(1) 日給又は時間給 (2) 諸手当 (イ) 放射線取扱手当, 防疫等作業手当, 災害時派遣手当, 超過勤務手当, 休日給, 夜勤手当, 宿日直手当, 夜間・休日診療手当, 待機診療手当及び臨床研修手当	一の月の初日から末日まで	翌月の17日(ただし, その日が日曜日に当たるときは, 15日(15日が休日に当たるときは, 18日), その日が土曜日に当たるときは, 16日)
(ロ) 通勤手当	支給単位期間	支給単位期間に係る最初の月の翌月の17日(ただし, その日が日曜日に当たるときは, 15日(15日が休日に当たるときは, 18日), その日が土曜日に当たるときは, 16日)
(ハ) 勤続手当	一の年度の4月1日(4月2日以後に採用された者にあつては採用日)から翌年3月31日まで。ただし, 3月30日以前に退職した者については退職日まで。	翌年度の4月17日(ただし, その日が日曜日に当たるときは, 15日(15日が休日に当たるときは, 18日), その日が土曜日に当たるときは, 16日) ただし, 3月30日以前に退職した者については退職日の翌月の17日(ただし, その日が日曜日に当たるときは, 15日(15日が休日に当たるときは, 18日), その日が土曜日に当たるときは, 16日)

2 前項の表中「支給単位期間」とは、国立大学法人秋田大学職員給与規程(平成16年規則第64号。以下「職員給与規程」という。)第28条第4項に規定する期間をいう。

3 非常勤医師が第32条の2第1項の規定により付与された超勤代替休暇に勤務した場合において支給する当該超勤代替休暇の付与に代えられた超過勤務手当の支給に係る超過勤務手当に対する第1項の規定の適用については、同項の表中「翌月の」とあるのは、「第39条の2第1項の規定により超勤代替休暇が付与された日の属する計算期間の翌月の」とする。

(給与の支払)

第16条 非常勤医師の給与は、勤務の実績に基づき、その全額を通貨で直接その者に支払う。ただし、法令又は労基法第24条に規定する協定で定めるものは、これを給与から控除して支払うことができる。

2 前項の給与は、その者の預金又は貯金への振込みの方法によって支払うことができる。

3 給与の振込みに関し必要な事項は、別に定める。

4 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

(非常時払)

第17条 非常勤医師が、その者又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、結婚、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために給与を請求した場合には、第15条の規定にかかわらず、支給期日前であっても、既往の労働に対する賃金を支払うものとする。

(端数計算)

第18条 第23条から第25条までの規定による額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第19条 この規則により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(日給及び時間給の決定)

第20条 フルタイム非常勤医師の勤務1日当たりの給与(以下「日給」という。)は、次の各号により支給する。

(1) 医員 12,045円

(2) 医員(研修医) 9,075円

2 パートタイム非常勤医師の勤務1時間当たりの給与(以下「時間給」という。)は、次の各号により支給する。

(1) 医員 1,554円

(2) 医員(研修医) 1,170円

(通勤手当)

第21条 非常勤医師には、職員給与規程第28条に定める通勤手当を支給する。

(放射線取扱手当)

第22条 非常勤医師が、職員給与規程第34条第1項に定める作業に従事した場合には、同条に定める放射線取扱手当を支給する。

(防疫等作業手当)

第22条の2 非常勤医師が、職員給与規程第33条の2第1項に定める作業に従事した場合には、同条に定める防疫等作業手当を支給する。

(災害時派遣手当)

第22条の3 非常勤医師が、職員給与規程第38条の4第1項に定める業務に従事した場合には、同条同項の表中に規定する職員の区分に準じて同条に定める災害時派遣手当を支給する。

(超過勤務手当)

第23条 業務上の必要により、非常勤医師に定められた所定の勤務時間を超えて勤務させた場合には、職員給与規程第39条に定める超過勤務手当を支給する。ただし、常勤職員の所定の勤務時間に相当する時間内における超過勤務手当については、時間給と同額を基礎として算出した額を支給する。この場合において、フルタイム非常勤医師の1時間当たりの給与は、日給の額を定められた1日の勤務時間数で除して得た額とする。

2 前項の規定により、職員給与規程第39条に定める超過勤務手当を支給する場合における同条第3項の規定の適用に当たっては、同項に定める「所定の勤務時間を超えてした勤務の時間」には、常勤職員の所定の勤務時間に相当する時間内における勤務の時間を含まないものとして、同項の規定を適用するものとする。

(休日給)

第24条 業務上の都合により、非常勤医師に休日に勤務させた場合には、職員給与規程第40条に定める休日給を支給する。この場合において、フルタイム非常勤医師の1時間当たりの給与は、日給の額を定められた1日の所定の勤務時間数で除して得た額とする。

(夜勤手当)

第25条 所定の勤務時間が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの時間をいう。以下同じ。)に割り振られた非常勤医師には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する(前条の規定により休日給が支給されることとなる場合を除く。)

第26条 削除

(夜間・休日診療手当)

第27条 非常勤医師が、職員給与規程第42条の3第1項に定める業務に従事した場合には、同条に定める夜間・休日診療手当を支給する。

(待機診療手当)

第27条の2 非常勤医師が、職員給与規程第42条の4第1項に定める業務に従事した場合には、同条に定める待機診療手当を支給する。

(宿日直手当)

第27条の3 非常勤医師が、職員給与規程第42条第1項表中第3号に定める業務に従事した場合には、同条に定める宿日直手当を支給する。

(臨床研修手当)

第27条の4 臨床研修手当は、医員(研修医)が秋田大学医学部附属病院卒後臨床研修プログラムに基づき臨床研修の業務に従事した場合に支給するものとし、手当の額は月額130,000円とする。ただし、歯科医師の手当の額は月額80,000円とする。

2 パートタイム非常勤医師である医員(研修医)が臨床研修の業務に従事した場合における臨床研修手当の月額は、前項の規定にかかわらず、前条第2項の規定を準用して得た額とする。

3 臨床研修手当の月額は、医員(研修医)が月の初日から末日までの所定の勤務日

数の全部を勤務した場合に支給するものとし、月の途中における採用又は退職による当該月、若しくは所定の勤務日数の一部を勤務しなかった場合の当該月の手当の額は、職員給与規程第6条の規定を準用して支給するものとする。

4 臨床研修手当は、第23条に規定する超過勤務手当相当額、第24条に規定する休日給相当額及び第27条の2に規定する待機診療手当相当額を含むものとする。

(給与の減額)

第28条 フルタイム非常勤医師が定められた勤務時間内において勤務しないとき(その勤務しない時間が第32条の2に規定する超勤代替休暇、第37条に規定する年次有給休暇又は第40条に規定する年次有給休暇以外の有給の休暇として承認された場合、その他勤務しないことにつき特に承認があった場合を除く。)は、第20条の規定による日給を、定められた1日の勤務時間数で除して得た額に、定められた1日の勤務時間数のうち、勤務しない時間数を乗じて得られた額を当該日給から減じて得た額を支給することとする。

(勤続手当)

第29条 フルタイム非常勤医師が、次項の規定に該当する場合は、次の各号に定める勤続手当を支給する。

(1) 医員 70,000円

(2) 医員(研修医) 55,000円

2 勤続手当を支給するフルタイム非常勤医師は、次の掲げる者とする。ただし、月の全日数にわたり勤務実績がない月は、勤務月数に含めないものとする。

(1) 当該年度において通算6月を超えて勤務した後、退職した者

(2) 当該年度において通算6月を超えて勤務した後、3月31日に在職している者

第4章 勤務時間等

(勤務時間及び休憩時間等)

第30条 フルタイム非常勤医師の1週間の勤務時間は、休憩時間を除き、38時間45分とし、1日の勤務時間は、7時間45分とする。

2 パートタイム非常勤医師の1週間の勤務時間は、休憩時間を除き、31時間以内の範囲内とする。

(勤務時間の割振り等)

第30条の2 フルタイム非常勤医師の勤務の始業及び終業時刻並びに休憩時間(以下「始業及び終業時刻等」という。)は、別表第1の定めるところによる。ただし、大学の運営上の事情その他の事由により特別の形態によって勤務する必要のある全部又は一部の職員については、別表第1の2の定めるところによる。

2 パートタイム非常勤医師の始業及び終業時刻等は、職員ごとに学長が定める。

3 学長は、診療その他業務の都合上必要がある場合には、所定の勤務時間の範囲内において始業及び終業時刻等を変更することができる。

(早出遅出勤務)

第30条の3 学長は、子(国立大学法人秋田大学に勤務する非常勤職員の育児休業及び介護休業等に関する規程(以下「非常勤職員育児及び介護休業規程」という。)第4条に定める子をいう。以下同じ。)を養育又は要介護状態にある対象家族を介護するフルタイム非常勤医師が申出をした場合は、業務の正常な運営に支障が生じると認められた場合を除き、当該フルタイム非常勤医師に当該申出に係る早出遅出勤務させることができる。

2 前項のほか、早出遅出勤務に関する必要な事項は別に定める。

(休日)

第31条 非常勤医師の休日は、次の各号に掲げる日とし、第1号に掲げる日を法定休日とする。

(1) 日曜日

(2) 土曜日

(3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(4) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に規定する日を除く。)

(休日の振替)

第31条の2 前条に規定する休日に、業務の都合上特に勤務を命じた場合には、当該休日をあらかじめ当該日の属する週の最初の勤務日から4週間以内の勤務日に振り替えることができる。

2 前項の「週」とは、日曜日から土曜日までの暦週をいう。

(勤務時間外及び休日勤務等)

第32条 学長は、業務の都合上必要がある場合には、労基法第36条第1項の規定による労使協定に基づき、非常勤医師に対し、所定の勤務時間を超える勤務又は休日の勤務を命ずることがある。

2 学長は、前項の規定により勤務を命ぜられた時間が勤務時間を通じて7時間45分を超えるとときは、1時間の休憩時間(所定の勤務時間の途中に置かれる休憩時間を含む。)を勤務時間の途中に置くものとする。

3 学長は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する非常勤医師(別に定めるものを除く。)であって、当該非常勤医師が当該子を養育するために請求したときは、第1項の規定にかかわらず、所定の勤務時間を超えて勤務させてはならない。

4 学長は、小学校就学の始期に達するまでの子の養育又は家族の介護を行う非常勤医師であって、所定の勤務時間を超える勤務の時間を短いものとするを請求した者の所定の勤務時間を超える勤務については、第1項の労使協定で別に定める。

5 学長は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する非常勤医師(別に定めるものを除く。)又は要介護状態にある対象家族を介護する非常勤医師(別に定めるものを除く。)であって、所定の勤務時間を超える勤務の時間を短いものとするを請求したときは、制限時間を超えて勤務時間を延長してはならない。なお、当該制限時間については、第1項の労使協定で別に定める。

(超勤代替休暇)

第32条の2 学長は、職員給与規程第39条第3項の規定により超過勤務手当を支給すべき非常勤医師に対して、労基法第37条第3項の規定による労使協定に基づき、当該超過勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「超勤代替休暇」という。)を付与することができる。

2 前項の規定により超勤代替休暇を付与された非常勤医師は、当該超勤代替休暇には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、所定の勤務時間においても勤務することを要しない。

3 超勤代替休暇の付与は、国立大学法人秋田大学の職員の勤務時間等に関する規程(平成16年規則第57号。以下「職員勤務時間等規程」という。)第16条の3の規

定に準じて実施する。

(深夜勤務)

第33条 学長は、業務の都合上必要がある場合には、深夜に勤務を命ずることができる。

2 学長は、小学校就学の始期に達するまでの子の養育又は家族の介護を行う非常勤医師が請求したときは、前項の時間に勤務を命じてはならない。

(災害時の勤務)

第34条 学長は、災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要のある場合には、その必要の限度において、所定の勤務時間を超える勤務又は休日の勤務を命ずることができる。

(妊産婦である非常勤医師の勤務時間外等の勤務の制限)

第35条 学長は、妊娠中又は出産後1年を経過しない非常勤医師が請求したときは、第32条第1項、第33条第1項及び前条の規定にかかわらず、所定の勤務時間を超える勤務、休日の勤務及び深夜の勤務を命じてはならない。

(出勤簿)

第36条 非常勤医師は、始業時刻までに出勤し、直ちに出勤簿に押印するものとする。ただし、やむを得ない場合には、署名をもってこれにかえることができる。

(年次有給休暇)

第37条 学長は、非常勤医師に対し、別表第2の表の区分に応ずる年次有給休暇を与える。ただし、それぞれの期間において全勤務日の8割以上勤務しなかった職員には、年次有給休暇を付与しない。

(年次有給休暇の届出)

第38条 年次有給休暇は、非常勤医師の届け出た時季に与えるものとする。ただし、学長は、業務の正常な運営に支障が生ずると認めた場合には他の時季に与えることができる。

2 非常勤医師は、年次有給休暇を取得する場合は、あらかじめ別に定めるところにより、届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由により、あらかじめ届け出ることができなかつた場合には、事後速やかに届け出るものとする。

(計画的年次有給休暇)

第38条の2 学長は、労基法第39条第6項の規定による労使協定により、年次有給休暇を計画的に付与することとした場合には、前条の規定にかかわらず、当該協定の定めるところにより年次有給休暇を特定の時季に与えることができる。

(年次有給休暇の時季指定)

第38条の3 年次有給休暇が10日以上与えられた非常勤医師に対しては、第38条の規定にかかわらず、付与日から1年以内の期間に、当該職員の有する年次休暇日数のうち5日について、非常勤医師の意見を聴取し、その意見を尊重した上であらかじめ時季を指定して取得させる。ただし、非常勤医師が前2条の規定による年次有給休暇(1日又は半日単位の年次有給休暇に限る。)を取得した場合においては、当該取得した日数分を5日から控除するものとする。

(年次有給休暇の付与単位)

第39条 年次有給休暇の単位は、次条に定める場合を除き、1日又は半日とする。ただし、労基法第38条の規定による日数を超えて付与する休暇については、1時間とすることができる。

2 半日単位の年次有給休暇は、1日の所定労働時間が6時間以上である場合に取得することができる。

(時間単位の年次休暇)

第39条の2 労基法第39条第4項の規定による労使協定に基づき、第37条に定める年次有給休暇の日数のうち、1年について5日の範囲内の日数については、時間単位の年次有給休暇を付与する。

2 年次有給休暇を時間単位で付与する場合の1日の年次有給休暇に相当する時間数は、その非常勤医師について定められた1日の所定勤務時間の時間数とし、1日の所定勤務時間の時間数に1時間に満たない時間数がある場合には、これを切り上げた時間数とする。

3 時間単位の年次有給休暇は、1時間単位で付与する。

(年次有給休暇以外の有給休暇)

第40条 学長は、別表第3の事由欄のいずれかに該当する場合には、非常勤医師に対して、当該事由欄に区分に応じて同表に定める期間の有給の休暇を与える。

2 前項に規定する休暇の単位は、必要に応じて、1日、1時間又は1分とする。

(無給休暇)

第41条 学長は、別表第4の事由欄のいずれかに該当する場合には、非常勤医師に対して、当該事由欄に区分に応じて同表に定める期間の無給の休暇を与える。

2 前項に規定する休暇の単位は、必要に応じて、1日、1時間又は1分とする。

(年次有給休暇以外の休暇の承認)

第42条 非常勤医師は、前2条の休暇については、あらかじめ別に定めるところにより、学長の承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由により、あらかじめ承認受けなかった場合には、その事由を付して事後において承認を求めなければならない。

2 前項の承認に際して、学長は、必要に応じ、証明書等の提出、又は学長の指定する医師の証明を求めることができる。

第5章 雑則

(職員就業規則等の準用)

第43条 職員就業規則第31条(誠実義務)、第32条(職務専念義務)、第33条(職務専念義務免除期間)、第34条(遵守事項)、第34条の2(特定個人情報及び個人情報の保護)、第35条(職員の倫理)、第36条(ハラスメントの防止)、第38条(職務発明等)、第42条(研修)、第43条(表彰)、第44条(懲戒)、第45条(懲戒の種類)、第46条(訓告等)、第47条(損害賠償)、第48条(安全・衛生管理)、第49条(出張)、第50条(旅費)、第52条(業務災害)及び第53条(通勤災害)の規定は、非常勤医師について準用する。

2 非常勤職員就業規程第38条の3(変形労働時間制による労働時間)の規定は、非常勤医師(フルタイム非常勤医師に限る。)について準用する。

3 非常勤職員育児及び介護休業規程は、非常勤医師について準用する。

(実施に関し必要な事項)

第44条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は学長が別に定める。

(補則)

第45条 この規則に定めのない事項については、労基法その他の関係法令の定めるところによる。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成16年3月30日に在籍した非常勤医師で、第5条及び第8条第1項の規定により施行日に非常勤医師に採用された者については、第8条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項に該当する非常勤医師の年次有給休暇の付与日数は、第38条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成18年9月13日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規定の適用に当たり、既に支払われた給与との差額については、これを調整して支給する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年5月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年6月30日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年7月26日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成25年1月1日から施行する。
- 2 第40条第1項に定めるもののほか、平成25年1月4日を有給休暇とする。

附 則(平成25年3月29日規則第187号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年11月25日規則第187号)

- 1 この規則は、平成25年11月25日から施行する。ただし、別表第3第8号に掲げる事由の有給の休暇は、平成25年度以降に当該事由に該当することとなった者から適用する。
- 2 第40条に定めるもののほか、平成25年12月27日を特別休暇とする。

附 則(平成26年12月19日一部改正)
この規則は、平成27年1月1日から施行する。

- 附 則(平成27年9月16日一部改正)
- 1 この規則は、平成27年9月16日から施行する。
 - 2 第40条に定めるもののほか、平成27年12月28日を有給休暇とする。

附 則(平成27年9月16日一部改正)
この規則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則(平成28年3月9日一部改正)
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年12月26日一部改正)
この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則(平成29年3月8日一部改正)
この規則は、平成29年3月8日から施行する。

附 則(平成29年3月17日一部改正)
この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月19日一部改正)
この規則は、平成30年4月1日から施行する。

- 附 則(平成30年6月28日一部改正)
- 1 この規程は、平成30年6月28日から施行する。
 - 2 この規程の施行日前に改正前の別表第3第7号に掲げる事由に該当した職員の特別休暇の取得期間については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 附 則(平成31年3月15日一部改正)
- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
 - 2 改正後の第38条の3の規定については、この規則の施行日以後、最初に年次有給休暇が付与される日の前日までの間は、これを適用しない。

附 則(令和2年1月27日一部改正)
この規則は、令和2年1月27日から施行し、令和元年12月1日から適用する。

- 附 則(令和2年3月23日一部改正)
- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

- 2 この規則の施行日前日から引き続き在職する非常勤医師のうち、施行日において採用の日から6か月を経過していない者には、別表第2に規定する採用時に付与される年次有給休暇を付与するものとする。

附 則(令和2年6月22日一部改正)

この規則は、令和2年6月22日から施行し、令和2年5月14日から適用する。

附 則(令和2年6月22日一部改正)

この規則は、令和2年6月22日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則(令和2年11月30日一部改正)

- 1 この規則は、令和2年11月30日から施行する。
- 2 第40条に定めるもののほか、令和2年12月28日を有給休暇とする。

別表第1(第30条の2第1項関係)

勤務時間	休憩時間
8時30分～12時15分 13時00分～17時00分	12時15分～13時00分

別表第1の2(第30条の2第1項ただし書き関係)

職員の区分	勤務時間	休憩時間
心臓血管外科に勤務する者	8時30分～12時15分 13時00分～17時00分	12時15分～13時00分
	11時30分～15時30分 16時15分～20時00分	15時30分～16時15分

別表第2(第37条第1項関係)

週の所定労働日数	週以外の期間によって所定労働日数が定められている場合	採用時	6か月	1年6か月	2年6か月
5日以上	217日以上	5日	10日	11日	12日
4日	169日から216日	4日	7日	8日	9日
3日	121日から168日	3日	5日	6日	6日
2日	73日から120日	2日	3日	4日	4日
1日	48日から72日	1日	1日	2日	2日

備考 採用から6か月経過後については、採用の日から6か月間継続勤務し全勤務日の8割以上出勤した場合及び採用の日から1年6か月以上継続勤務し、継続勤務期間が6か月を超えることとなる日から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤した場合に付与するものとする。

別表第3(第40条第1項関係)

	事由	期間
(1)	結婚する場合	連続する7日の範囲内の期間
(2)	親族が死亡した場合	親族に応じ次に掲げる連続する日数(葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあつては、往復に要する日数を加えた日数)の範

		圏内の期間
	ア) 配偶者	7日
	イ) 父母	7日
	ウ) 子	7日
	エ) 祖父母	3日(非常勤医師が代襲相続し、かつ祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日)
	オ) 孫	1日
	カ) 兄弟姉妹	3日
	キ) おじ又はおば	1日(非常勤医師が代襲相続し、かつ祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日)
	ク) 父母の配偶者又は配偶者の父母	3日(非常勤医師と生計を一にしていた場合にあっては、7日)
	ケ) 子の配偶者又は配偶者の子	1日(非常勤医師と生計を一にしていた場合にあっては、5日)
	コ) 祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日(非常勤医師と生計を一にしていた場合にあっては、3日)
	サ) 兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	1日(非常勤医師と生計を一にしていた場合にあっては、3日)
	シ) おじ又はおばの配偶者	1日
(3)	選挙権その他公民としての権利行使の場合	必要と認められる期間
(4)	裁判員、証人等として官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間
(5)	災害・交通機関の事故等により出勤が困難な場合	必要と認められる期間
(6)	退勤途上の危険を回避する場合	必要と認められる期間
(7)	夏季における心身の健康の維持・増進等の場合	連続する3日及び任意の3日の範囲内の期間
(8)	非常勤医師が職業生活の節目において、心身のリフレッシュ及び健康維持・増進を図る場合	次に掲げる期間において連続する5日の範囲内の期間
	ア) 非常勤医師として大学で永年勤続した場合	当該年度の11月1日以後の期間
	イ) 無期労働契約により雇用する非常勤医師が医員及び医員(研修医)就業規則第8条に定める定年年齢に達する場合(アの事由に該当する者を除く。)	定年年齢に達する日の属する年度

別表第4(第41条第1項関係)

	事由	期間
一	骨髄移植のための骨髄又は末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供者とな	必要と認められる期間

	る場合	
二	8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産する予定である場合	出産の日までの申し出た期間
三	非常勤医師が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過し本人が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)
四	生後1年に達しない子を育てる非常勤医師が、その子の保育を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間
五	中学校第3学年修了までの子を養育する非常勤医師が、その子を看護する場合(予防接種又は健康診断を受けさせる場合を含む。)	一の年(暦年)において10日の範囲内の期間
六	生理日の就業が著しく困難な場合	必要と認められる期間
七	業務上の負傷又は疾病の場合	必要と認められる期間
八	負傷又は疾病の場合	一の年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において10日の範囲内の期間
九	要介護状態にある対象家族を介護する場合	一の年(暦年)において10日の範囲内の期間